

基 調 提 案

1. はじめに

ロシアによるウクライナ侵攻により始まった戦争は、2年8カ月あまりが経過してなお、終結の目途は立たず死傷者は増え続け、3度目の冬をむかえようとしています。多くのウクライナ難民が戦火を逃れるため故国を離れ、過酷な日々を過ごしています。

昨年10月7日のハマスによる軍事攻撃に端を発したイスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への攻撃もまた止むことはなく、相次ぐ国連からの決議も空しく、戦火はヨルダン川西岸に及んでいます。戦闘はさらにレバノン、シリア等中東全体に広がる様相を呈し、イランをまきこんだ全面戦争の危機さえも懸念されています。

これらの不安定な世界情勢はアメリカの大統領選にも影響を与え、イスラエルの武器供与を含めた米民主党への政策批判から、皮肉にも前回パレスチナへの強硬姿勢でイスラエルのネタニヤフ大統領と懇意である共和党トランプ氏が初の女性大統領を期待されたハリス氏に対し勝利をおさめることとなりました。自国第一主義を掲げ、巨大な権力を手中にした次期アメリカ大統領が世界にどのような影響を与えるのか、それぞれの国が身構えている状況です。

一方日本においては、8月14日、岸田前総理が次期自民党総裁選に立候補しない意向を示したことから、次期首相の座をめぐる総裁選に過去最多の9人の候補者が乱立しました。また野党第1党の立憲民主党の代表選挙も並行して行われるなか、自民党からは石破茂氏が選出され、立憲民主党代表選では野田佳彦氏が制するという結果となりました。10月9日すかさず解散総選挙が履行され、結果は政権交代とはならなかったものの、自民公明の与党は大敗となり、国会運営は予算委員会をはじめ12の委員長・会長職を野党が握ることとなり、これまでのような議論不在の強硬姿勢は許されない状況を生んでいます。「反人権」を旗印に政権運営を続けてきた安倍政権の継承者を自認する高市早苗氏が政権運営の中枢からはずれることで、人権にかかわる施策も議論の余地が生じる可能性があります。選択的夫婦別姓、同性婚等、戸籍制度の見直しに通じ

る施策に対して特に強硬に反対し続けてきた流れには歯止めがかかるかもしれませんが、何よりも様々な条約を批准した事実を根拠としてなされる国連からの勧告に対して、耳を傾け誠実に対応する姿勢が生まれるよう、私たちの草の根運動の真価が問われる状況が生じています。

2. 『人権侵害救済法』制定が望まれる現状について

人権侵害救済法を「制定させない」ことを基本方針としていた政権運営が続く中、様々な課題に対して個別の理念法で対応すべく「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「アイヌ政策推進法」などが施行されてきましたが、差別や人権侵害に対して被害者が具体的に救済される手段がないままでした。被害当事者は裁判に訴えるしかない状況のなか、旧優生保護法のもとで障害などを理由に不妊手術を強制された人たちが国に賠償を求めてきた裁判について、最高裁は7月に違憲と判断。原告への賠償を命じました。セクシャルマイノリティに対する差別に対しても、同性婚を認めない現行制度を違憲とする判決が札幌に次ぎ東京でも出され、またトランスジェンダーの性別変更に対して、生殖機能変更手術を要件とすることも違憲とする判断が示されています。

このように、日常生活の只中で、たいへんな不利益や苦痛をこうむっている当事者が高いハードルである裁判という手段に訴えざるを得ない状況で、最高裁は、いくつもの判決で法の下での平等をうたった憲法14条や13条の個人の尊厳に違反することに言及しているのは重たい事実といえます。

被差別当事者の運動や働きかけによって司法の判断が大きく前進している一方で、インターネット上の差別情報の蔓延、誹謗中傷はとどまることがなく、効果的な抑止法も見いだせない現状があります。そうした中、昨年6月28日、神奈川県のパブリック・シネマが企てた「全国部落調査」復刻版のネット上での公開差し止めを求めた裁判の控訴審判決が東京高裁で出され、〈差別されない権利〉を認める画期的な内容が示されました。また、「部落探訪」と称して全国の被差別部落を撮影し、ネット上に投稿してきたパブリック・シネマに対して、削除を求める裁判が大阪、埼玉、新潟ではじまり、このうち大阪地裁は今年5月削除を命じる判決を出し、「差別を受けず平穏な生活を送る人格的利益を侵害している」と厳しく批判しました。

このような現実に対し立法府も重い腰をあげ、今年 5 月 10 日、ネット上の誹謗中傷投稿への迅速な対応を事業者に求める改正プロバイダ責任制限法が成立し、法律名が情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律／通称：情プラ法）に変更されました。公布後 1 年以内に施行されます。法律では、SNS を運営する大手事業者に対し、投稿の削除を申請する窓口の整備と手続きの公表を義務付けています。従来の投稿削除が事業者の自主判断に委ねられていたことと比較して大きな前進といえます。また、日本の文化や社会状況に詳しい人材の配置も求められていることで、差別投稿に対する一定の歯止めが期待されています。しかし、対象が大手事業者に限定されていることや、海外事業者のプラットフォームへの投稿には課題を残している点が指摘されており、そもそも、削除という事後的対応にとどまらない、入り口での差別を遮断するしくみを構築する必要があります。

3. 今後の取り組み課題と展望

戸籍の不正取得による身元調査で個人のプライバシーをあばき、結婚差別を助長する行為に対して、部落解放運動はこれまでから糾弾闘争等でのたたかいを展開してきました。そのたたかいは主に「本籍地」などをたどることによって、被差別部落を暴く「アウトティング」行為への批判として取り組まれました。一方現在問われている「選択的夫婦別姓制度」では、夫婦同氏を強制する現行制度により主に女性の側が姓の変更を余儀なくされ、これまでの人生の経験や実績、個人としてのアイデンティティの喪失、社会生活上の不利益などを一方的に引き受けている現状についての批判が論点となり、戸籍制度においては「筆頭者」制度の問題。さらに言えばその筆頭者のもとに家族の成員が記載されるという家族間の序列をともなう「家族登録」の問題であることが明らかになっています。また「同性婚」の実現は、夫／妻という記載の変更にもかかわることで、戸籍制度の人権上の問題点が、多くの課題の結節点として浮上しています。そうした戸籍にあらわれる家族制度の枠組みそのものを、日本の「淳風美俗」としてきた政治的右派勢力からの強い反対にさらされ、人権状況が改善しないこれまでの流れに対して、複合的視点で対応する可能性を見出しつつあります。

私たちは人権確立にともない、日本国憲法にも明確に規定されている 14 条「法の下での平等」と 13 条「個人の尊厳」を遵守する立場から、こうした民法や戸籍法にかかわる課題に目を向けていかなければなりません。戸籍制度は明治の「維新政府」により国民統合と軍国主義を押しすすめる過程で、特に国民に対しては兵役義務を確実に負わせるために強行された制度であることを忘れてはなりません。そのための管理の手段として「血筋」や「家柄」というイデオロギーにおいて差別を利用してきたのだと言えます。戸籍に記載される差別は、そうした意味で部落差別に通じる本籍地のみならず、性差別や婚外子差別、また犯罪歴などの記載により人々の行動を規定してきました。さらにこのことは、戦前の全体主義・軍国主義を支えてきた制度としてあることから、「戦後民主主義」の理念とは相矛盾することに自覚的であるべきでしょう。私たちは、顔の見える身近な人との関係性から、地域へ、社会へと、様々な場面で人権を尊重する態度を実践し、包括的な差別禁止法と人権委員会の設置に向けてこれからも積極的に取り組んでいきましょう。

4. 具体的な取り組み

私たち京都市実行委員会では、以上のような課題を具体化させ「部落解放・人権政策確立要求」を勝ち取るべく次の運動を展開します。

- (1) 部落差別解消推進法の具体化を国・地方自治体に求め、中央実行委員会、京都府実行委員会の運動方針にもとづき、積極的に活動していきます。引き続き衆参国会議員に要請行動を行います。
- (2) あいつぐ差別事件・差別事象を広く市民に訴え、その解決に向けて広範な市民と連携し、ともに取り組んでいきます。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を活用し、憲法月間事業、人権月間事業などをおこないます。
- (4) 戸籍謄本等の不正請求を抑止するために、事前登録型本人通知制度の登録拡大にむけて取り組みを進め、戸籍制度の弊害についてより広く訴えていきます。
- (5) 加盟諸団体の部落問題学習・研究等に積極的に参加していきます。
- (6) 部落問題をはじめとしたあらゆる差別撤廃の活動に協賛・参加していきます。